

平成20年(ヨ)第110号
建物除去工事妨害禁止仮処分命令申立事件
債権者 神奈川県
債務者 松本肇

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

答 弁 書

平成20年3月27日

債務者 松本 肇

申立ての趣旨に対する答弁

1. 債権者の請求を棄却または却下する。
2. 申立て費用は債権者の負担とする。

申立て理由に対する答弁

第1 当事者について

申立書3頁によると、

債務者らは、権利能力なき社団である「本気で臨海部の未来を考える会」および「川崎南高校を活かそう会」、「川崎南高訴訟を支える会」と称する団体の構成員ないし、これら団体の活動を支援する者である。

とあるが、債務者・松本肇(以下「私」という)はそのような団体の構成員ではない。入会申込書を書いてもいなければ、署名もしていないし、街頭演説も募金もしたこともなければ、何かを手伝ったこともない。

何をもって「活動を支援」したことになるのかはわからないが、活動を支援したと認められる証拠があるのなら、それを明らかにされたい。

第2 被保全権利について

1 本件建物等の敷地所有権に基づく妨害排除請求権

- (1) 不知。
- (2) 不知。
- (3) 争う。企図もしていないし、座り込んでもいないし、障害物も置いて

いない。証拠があるならそれを明らかにされたい。

- (4) 争う。企図もしていなければ、車両を駐車させてもいない。証拠があるならそれを明らかにされたい。
- (5) 争う。工事関係者に会ってもいなければ、書面作成の事実も知らないし、知らないものを強要することはできない。証拠があるならそれを明らかにされたい。
- (6) 不知。
- (7) 争う。そのような時間にそのような場所には行っておらず、行っていないのだから当然に妨害することはできない。証拠があるならそれを明らかにされたい。
- (8) 争う。同上。証拠があるならそれを明らかにされたい。
- (9) 争う。「妨害行為は以上のとおり」と言われても、そのようなことはしていないのだから、妨害排除請求権と言われても青天の霹靂である。
- (10) 不知。

2 不法行為に基づく妨害排除請求権について

争う。そもそも妨害などしていないし、指摘された時間と場所について行っていないし、甲第9号証CD-Rの神奈川県職員が盗撮した市民の肖像権侵害動画をいくら見ても、私の姿は無い。何を根拠にして「債権者に対する不法行為に該当することは明らか」と自信満々に述べているのか、全くわからない。存在していなかった人を勝手に指さして、「あいつが犯罪者だ」と言われている気分である。不法行為は明らかというに足る証拠があるなら、それを本当に明らかにされたい。

第3 保全の必要性について

申立書5頁13～25行について。全て争う。

既に述べた通り、私はそのような組織に入っていない。

平成20年2月2日、同4日、同7日には当該場所に行ってもいない。そのような私に対して、「妨害行為が継続される蓋然性が高い」という主張は、明らかに失当である。

1 債務者らによる本件工事反対運動について

- (1) 不知。私はそもそも会員ではないので、会の存在自体は知っていても、内情まではわからない。組織に入ってもいない私が、1度も行ったことのない反対運動について、「継続する可能性」云々とあるが、1度も行っていないものを「継続すること」は無理である。また、市民による質

問にたいし、合理的な説明をしないで、その反対運動やらを批判すること自体、失当である。

- (2) 不知。私はそもそも会員ではないので、どのような書面をどの程度出したかについては知るよしもない。また、書面を出すこと自体に違法性は無かろう。ところで、「債権者は誠実に回答～」というくだりがあるが、もし、その会に対して行った説明が、私にした説明と同義の、矛盾した説明「土壌汚染危ないけど安全」であるならば、それを以て「誠実」というのは自画自賛である。社会通念上、どういうとらえ方をしても、矛盾した説明を押し通すのは誠実な対応ではない。
- (3) 不知または争う。債権者側は「何かと理由をこじつけて」と述べるが、前述の「危ないけど安全」をきちんと説明できないことに加え、次なる解体の理由が「アスベストが危ないから解体する」なのだから、何かと理由をこじつけているのはむしろ債権者であろう。

2 債務者らによる本件工事の実力による妨害行為について

- (1) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (2) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (3) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (4) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (5) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (6) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (7) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (8) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (9) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (10) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (11) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (12) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (13) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (14) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (15) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (16) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (17) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (18) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (19) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (20) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。
- (21) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。

(22) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。

(23) 不知。そもそも当該日時、その場には行ってない。

3 債務者らの本件工事妨害行為の継続の意思が明らかであることについて

(1) 不知。そもそもその場には行ってない。

(2) 不知。そもそもその場には行ってない。

(3) 知らないし争う。そもそも債権者の指摘する行動に関わっていない私が、何をするとどういふ損害が発生するのか、明らかにされたい。

(4) 不知。そのような書面は出していない。正当も何も、知らないものについてコメントできない。

4 本件工事妨害によって損害が発生すること

(1) 不知。そもそもその場には行ってない。

(2) 不知。そもそもその場には行ってない。

(3) 不知。そもそも妨害などしていないので、発生するはずもない。

第4 本件工事を実施するに至った経緯等

1について、説明されておらず不知。

2について、説明されておらず不知。

3の(ア)について、説明されておらず不知。

3の(イ)について、説明されておらず不知だが、この説明通りだとすれば、何らかの再利用をすれば解決する問題である。

3の(ウ)について、知らないし争う。この文面が正しいとすれば、平成19年7月の「土壌汚染を放置するとたいへんなこと(肝機能障害等々)になる」という説明会は、全て嘘または枝葉末節な理屈をこじつけた説明会だったことになる。いったい何のために説明会を開いたのか、釈明されたい。健康被害の危険性を散々流布しておきながら、実は(イ)の不審者の侵入よりも優先順位が下であるというのもおかしい。これらが「卒業生に対する誠実な対応」なのかについて、合理的な説明を求めるのは当然であろう。

4について、不知。

第5 本件工事禁止仮処分申立事件及び本件工事費の支出差し止め等を求める住民訴訟について

1 (1) と (2) について

概ね認める。「何かと理由をこじつけて」とか、債権者側はボキャブラリーに乏しい言葉で述べているものの、横浜地裁平成19年（ヨ）第664号、東京高裁平成20年（ラ）第222号の2件について、私は当事者として名義の使用を許可したことは確かである。私は再三「団体とは関わっていない」と述べているが、債権者のいう「反対運動を行った市民」との唯一の接点がこの仮処分申立である。

もともと私は、神奈川県が土壤汚染を理由に、きちんとした説明をせずに共有財産たる川崎南高校を解体することが違法であることを述べていた。だから、「土壤汚染を何とかするために解体する」と言われれば、大筋で合意していた。しかし、その説明のうち、「解体しなければならぬほど汚染なのか、卒業生や元職員に対してのエクスキューズはどうか、タバコによる健康被害に比べてどの程度危険なのか」を再三に渡って質問しているのに、きちんと説明しないのである。

そこで、神奈川県総務部財産管理課の課長代理である開元敏郎氏に、説明会の場においてと、同氏の仕事場を訪れてそれぞれ質問したが、危険性について再三聞いても、適切または合理的な回答を得ることができなかつたのである。

つまり、「土壤汚染は基準値を超えて危険で地域住民のために解体しなければならない。だけど、人体には影響無く、卒業生や地域住民は安全。」という一貫して同じ矛盾した説明である。

合理的な説明ができない以上、法治国家の国民である私は、「法の規定に基づいて仮処分申立を行う」とする渡辺治氏に賛同し、何かの団体の会員としてではなく、地域住民の一人として訴訟に参加したものである。参加した理由は単純である。「解体されてしまうと、ほぼ全ての訴訟について、訴えの利益がなくなってしまうから」である。

もし私が債権者となったこの事件（平成19年（ヨ）第664号）が、何かと理由をこじつけた仮処分申立で違法なのであれば、私には国民として生まれながらにして有する「健康で文化的な生活をする権利」だけではなく、「良心にのみ従う裁判官による裁判を受ける権利」をも侵害されていることになる。私は大学で佐藤幸司の下で憲法の単位を修得したが、そのような教えではなかつた。

また、一連の妨害行為とされる事実（神奈川県側によれば、違法な実力行使）に一切加わっておらず、法律上の手続きに従って、冷静に司法制度を利用し、仮処分申立を行った者が妨害行為禁止の対象になること自体、馬鹿げている。

もとはといえば、財産管理課の開元敏郎氏の説明不足や強引な行為が招いた事件なのである。

2（1）について

不知。提訴の事実は知っているが、詳細は知らない。その事件については、そもそも名義人ではない。

第6 結論について

以上の通りもなにも、私は妨害と思われることなど1度もしていないし、1度もその現場にはいない。せいぜい、TBSから卒業生の一人としてインタビューを受けて放映されただけであるが、これを妨害行為だというなら、TBSも妨害行為の共犯となるはずなので、ぜひTBSも当事者に含めるべきであろう。

まとめ

上記をふまえ、最後に、私の主張を以下の通り述べる。

1. 債務者・松本肇について

私は、神奈川県立川崎南高等学校を昭和61年に入学し、しっかりと3年間通学し、平成元年3月に卒業した者である。

その後、神奈川大学法学部、神奈川大学大学院博士前期課程を経て、現在は作家活動を行っている。ただし、建築・土木・化学に関する知識は皆無である。

私にとっては、母校である川崎南高校が解体されるというのは寂しい反面、既に役割を終えた広大な土地や建物が活用されずに残っているというのは良くないし、必要に応じた形で利活用すべきであることは賛成である。したがって、建物を再利用するなり、解体して別の用途に使われるなり、必要に応じて利用すれば良いのだから、活用方法について反対意見を有しているわけではない。

また、私自身、当該土地建物を利用する予定も特に無い。

2. 当該土地・建物の解体を知った経緯

昨年の夏ごろ、インターネット（ミクシィやブログ等）で、母校である旧川崎南高校校舎が解体されることについて、様々な議論や運動が沸き起こっていることを知り、3年間を過ごした卒業生の一人として興味を持った。

当該土地建物の今後の利活用方法についてはともかく、債務者の渡辺治氏らが運営するインターネットのホームページやブログ、そしてミクシィなどから拾った情報によると、今回問題となっている川崎南高校の建物を壊す主たる理由が、「基準値を大幅に超える『土壤汚染』があったこと」であり、神奈川県と川崎市の説明によると、「建物を壊して土壤汚染を無害化しなければならぬほど重大な汚染」であったことを知った。

3. 説明会における説明内容について

私が川崎南高校に入学した昭和61年は、ウクライナ共和国のチェルノブイリ原子力発電所がメルトダウンを起こし、周辺各国に重大な放射能汚染物質を飛散させた年であった。その記憶がフラッシュバックされ、私にとっては、かなり重大な問題と受け止めた。

そして、「そこまでひどい土壤汚染が出たのなら、当然に建物を壊して、無害化するべきだ」という意見を持って、平成19年7月9日に川崎高校視聴覚室で行われた説明会に参加した。

そこで神奈川県職員から配布された資料の中に、「検出された物質について」

と記載のある表が入っていた。（乙1号証）

この表を読むと、当該土地からは、トリクロロエチレン、砒素、ふっ素、ほう素、鉛が出たとあり、以下の通りになる。詳しくは乙1号証を参照されたい。

物質名	人体への影響
トリクロロエチレン	蒸気を吸引すると貧血、肝臓傷害を起こす。
砒素	肝機能障害などの慢性中毒を起こす。
ふっ素	このガスを吸引すると呼吸器の粘膜が侵される。
ほう素	揮発性ほう素化合物の吸入は、中枢神経に傷害を与える。
鉛	急性中毒の症状は、四肢の麻痺が特徴。

これらを総合すると、3年間ここで過ごした私は、今は元気であっても、いずれ肝機能に障害が現れ、呼吸器粘膜（気管や肺）に支障が出て、脳神経に障害が生じ、そして体が麻痺してしまうことになる。事実なら、とんでもない土壌汚染である。

先に述べたチェルノブイリ原子力発電所のようなものであれば、現場にわずか1時間滞在しただけでガンや白血病を発症するリスクがある。一方、私はその川崎南高校に、たっぷり3年間も在学し、放課後は部活動も行ったし、卒業後はOBとして呼ばれて文化祭で講演したこともあるのだから、嫌煙家の私の体内には、誰よりも汚染物質が蓄積し、いつ病気になってもおかしくないということになる。

今のところ、私自身はこれとって大きな健康被害は生じていないが、川崎南高校には1万人を超える卒業生がいるのだから、この土壌汚染が原因で重篤な健康被害を生じた者もきつというはずである。

だとすれば、土壌汚染が深刻なのであればあるほど、当然に解体・洗浄を進めなければならないから、神奈川県知事と職員が急いで解体・土壌の洗浄や無害化を行いたいという、県民の健康を思う気持ちは共感する。そしてそれを阻む市民団体があるならば、言語道断である。

つまり、説明会に出席するまでは、私は「**解体すべき**」という立場であった。

4. 卒業生・職員・近隣住民の健康調査

しかし、住民の健康被害を心配して、建物を解体すると主張する神奈川県民の行動や回答には、かなりの部分で矛盾があった。

第一に私がこの「土壌汚染」に関する情報を知ったのは、平成19年7月9

日で、これより以前は、一度として、電話も手紙も貰っていない。同校を卒業して20年、私は住所も電話番号も変わっていない。いまだ親交のある卒業生も数十人いる。周辺の友人10人くらいに「神奈川県や川崎市から連絡があった?」、「健康被害について質問とかあった?」と声をかけてみたところ、一人としてそのような連絡を受けた者はいない。

そこで、同説明会の私の席から、壇上の職員にこのような質問を試みた。

「卒業生の健康調査はしたのですか?」

「今までに、土壌汚染が原因と見られる病人は出たのですか?」

答えはいずれも「No」であった。回答したのは神奈川県総務部財産管理課で、本件の指定代理人でもある開元敏郎氏である。

「この土地建物に近づくと健康被害が生ずる」という県の説明が本当に正しいならば、その施設を何年も利用した人間は、当然健康被害の対象者である。つまり、HIVやC型肝炎ウィルスのキャリアと同じという立場である。

そこで私は再び質問をした。

「じゃあ、私たちの健康診断はしてくれるのですね?」

「もし、肝機能障害や脳神経障害が生じたら補償してくれるのですね?」

これの答えについてもいずれも開元敏郎氏の回答は「No」であった。すると、同じ壇上に座っていた神奈川県教育局教育財務課の山内氏が答えた。

「この土壌汚染の程度では健康被害は生じません。」

「安心して大丈夫です。」

同じ壇上に座っている、神奈川県職員の「財産管理課」は「**甚大な健康被害を生ずる**」と言い、もう一方の「教育財務課」は「**大丈夫、安全、安心**」と述べているのである。

私は文系の大学しか行っていないので、専門的なことはよくわからないが、「この土壌汚染は恐ろしい健康被害が生じるおそれがある」という言葉と、「大丈夫、安心、これが健康被害を生ずることはありえない」という言葉を、同じ神奈川県庁の人に言われて、どうしても納得ができなかった。専門家でなくてもこの矛盾はわかるはずで、この説明で納得してしまう人が本当にいるのなら、かなり思考能力の乏しい者ということになる。

決して優秀ではないが、長い学生生活を経て、または作家としての生活を通

して様々な文章を読み解いてきた私ではあるが、この「危ないけれど安全」という説明に納得できないのである。

ところで昨年末、薬害肝炎の被害者助成がテレビでコメントを述べていた。

「この薬がそんなに危ないことがわかっていれば使わなかったし、危ないことがわかったなら、すぐに対処すればもっと生きられるかもしれなかった」

川崎南高校の土壌汚染が本当に危ないのなら、どの程度危なくて、何がどうなるのかについて具体的に説明すべきである。逆に危なくないというのなら、先の「危ない」という説明との矛盾を是正すべく、適切な説明をすべきである。

平成20年3月26日現在、私を含め、卒業生である私の友人数十人からはそのような適切な説明を受けた者は一人もいない。

しばしば、行政は説明会を開くという既成事実をもって「住民に説明した」ことにするとされているが、少なくとも私はこの「危ないけれど安全です」という回答について、全く説明されたとは思っていないので、市民運動について違法云々を述べる前に、行政の側が適切な説明をしたのか、またはそれが合理的な解説だったのかを検証すべきである。それをしないで強引に工事を進めるとするのは、権利の濫用であるばかりか、法治国家として恥ずべき行為である。大学時代に習った「信義誠実の原則」とはいったい何だったのかもわからない。

5. 本件仮処分申立の違法性について

本件、横浜地裁平成20年(ヨ)第110号についてであるが、結局のところ、「債務者ら」に私の名前を加えたのは明らかに失当である。

なにしろ、私は入会もしていないし、妨害行為と述べている現場には行っていないのである。債権者が捏造でもしない限り、私が何らかの妨害行為をしている姿をとらえた写真やビデオなどが存在するはずもない。

おそらく、指定代理人ら(武藤浩二、開元敏郎、和田稔、高橋徹、平塚孝史、北島芳文)は、横浜地裁平成19年(ヨ)第664号と東京高裁平成20年(ラ)第222号の2件に私の名前が入っていることから、「きっと松本もこの妨害行為に加わっているだろう」という思い込みに基づいて、私を「債務者ら」の一人に加えたのであろう。

そして、代理人弁護士ら(北田幸三、島崎友樹、武藤一久)は、その裏付けもとらず、いいかげんな憶測に基づいて押印したのであろう。

つまり、神奈川県総務部財産管理課は、必要な調査を省き、勝手な思い込み

で前に進む、極めて能力の低い部署であることがわかる。そして訴訟実務の専門家である弁護士が3人もついていて、ろくに調べもせずに私を債務者に加えたのである。さすがに今回の一見では、「専門家が東になってもミスを侵す」ことは証明できた。つまり、「妨害」とされる行為を行っていた人物が誰か特定できない程度の人間が、土壌汚染やその他の問題について、適切な調査をできるのかどうか、むしろそのような調査能力を持っているとはどうてい考えられないのである。

昔から、嘘をついた者はその嘘を隠すために嘘を上塗りするという。いろんな嘘をつきまくって、どこからどこまでが嘘で、どこが本当だったかわからなくなってしまう、収集がつかなくなるのである。まさに今がその状態である。

結局、今の時点でさえ、川崎南高校の土地建物について、何のために壊すのか、他の選択肢が無いのか、売却して何に転用するつもりなのかなど、何ら明確になっていない。

よって、土壌汚染についても、アスベストについても、どこにどのような金の使われ方がされるのかに至っても、嘘で塗り固められた証拠しか出てこないと思われる。

このような、稚拙な対応は、神奈川県民として、川崎市民として、川崎南高校の優秀な卒業生の一人としてたいへん残念である。

最後になるが、結論として申し述べる。

裁判所は、私に対する仮処分申立は当然に却下すべきである。

そして、ろくに検討せず、きちんと当事者を選定せず、この私を債務者にして仮処分申立を行った神奈川県知事、指定代理人6名、担当弁護士3名について、私はとても憤慨している。誠意を持って謝罪することを求める。

以上